

この工事現場で働く みなさんへ

この工事には中野区公契約条例による
1時間あたりの最低賃金が
定められています。下の表で確認を。

✓ Please check your wages.



令和7年度 中野区労働報酬下限額 (工事または製造の請負契約の最低賃金)

該当する職種の額をご覧ください

No.	職種名	1時間あたり	No.	職種名	1時間あたり	No.	職種名	1時間あたり
1	特殊作業員	3,363 円	19	トンネル特殊工	4,027 円	37	はつり工	3,386 円
2	普通作業員	3,015 円	20	トンネル作業員	3,487 円	38	防水工	4,061 円
3	軽作業員	2,081 円	21	トンネル世話役	4,556 円	39	板金工	3,847 円
4	造園工	3,048 円	22	橋りょう特殊工	3,915 円	40	タイル工	3,048 円
5	法面工	3,757 円	23	橋りょう塗装工	3,993 円	41	サッシ工	3,611 円
6	とび工	3,701 円	24	橋りょう世話役	4,567 円	42	屋根ふき工	3,813 円
7	石工	3,690 円	25	土木一般世話役	3,645 円	43	内装工	3,712 円
8	ブロック工	3,431 円	26	高級船員	4,297 円	44	ガラス工	3,555 円
9	電工	3,667 円	27	普通船員	3,465 円	45	建具工	3,712 円
10	鉄筋工	3,667 円	28	潜水士	5,613 円	46	ダクト工	3,330 円
11	鉄骨工	3,330 円	29	潜水連絡員	4,106 円	47	保温工	3,116 円
12	塗装工	3,881 円	30	潜水送気員	3,982 円	48	建築ブロック工	3,690 円
13	溶接工	4,162 円	31	山林砂防工	3,611 円	49	設備機械工	3,150 円
14	運転手(特殊)	3,431 円	32	軌道工	6,457 円	50	交通誘導警備員A	2,272 円
15	運転手(一般)	2,857 円	33	型わく工	3,566 円	51	交通誘導警備員B	1,980 円
16	潜かん工	4,162 円	34	大工	3,420 円	52	上記以外の職種、 未熟練工等	1,618 円
17	潜かん世話役	4,983 円	35	左官	3,712 円			
18	さく岩工	4,455 円	36	配管工	3,217 円			

※上の表の額は東京都の公共工事設計労務単価を基に設定しています【令和7年3月7日 中野区告示第14号】

中野区公契約条例とは？

➡ 中野区と事業者が結ぶ契約(公契約)に従事するみなさんの適正な労働条件を確保するため制定した条例です。対象の契約では、労働報酬下限額以上の報酬が支払われることとなります。



ご自分の賃金がこの額よりも低い場合にはどうすればいい？

➡ 中野区または受注者(元請業者・雇用主)にご相談ください。なお、上の表のほか、委託・指定管理協定の令和7年度労働報酬下限額については1時間あたり「1,380円」と別途定めています。

Please visit the official Nakano City website for further information about the Minimum amount of remuneration.



詳しくは区ホームページでご覧になれます。または下記へお問合せを。



①

問合せ先：中野区総務部契約課契約係

電話 03-3228-8903 メール koukeiyaku@city.tokyo-nakano.lg.jp

